



日・EU航空安全協定



背景・経緯

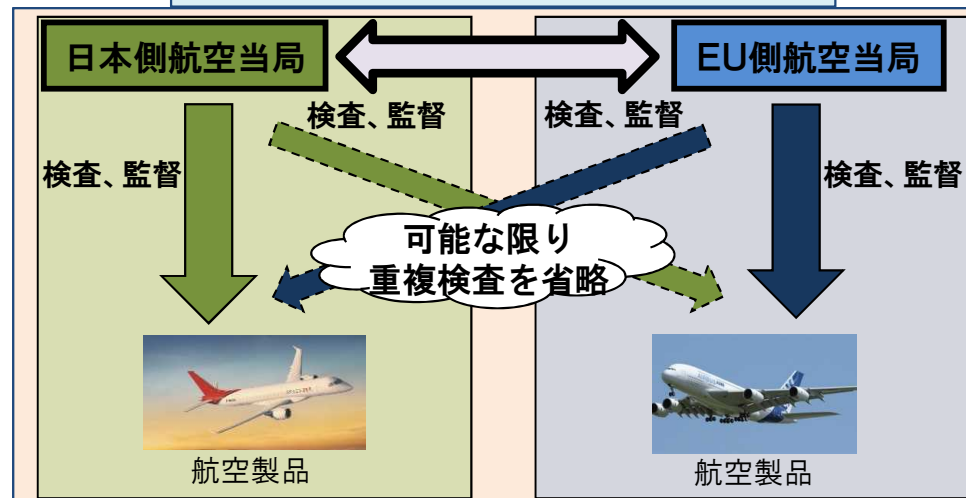
- 民間航空製品（航空機、エンジン関連部品等）の輸出入に際しては、輸出側・輸入側の航空当局がそれぞれ安全性の確認等のための検査等を実施。
- 検査等の重複を取り除くことにより、製造者等の負担を軽減し、民間航空製品の自由な流通を促進するため、2012年以降、日・EU航空当局間の協議において双方の制度を比較・検討。
- 2016年5月、日・EU両首脳は、交渉開始につき一致。7回の正式交渉を経て、2019年7月に実質合意に至り、2020年6月にブリュッセルにおいて署名。
- 2021年5月に国会承認。2021年6月30日に外交上の公文の交換を実施し、同日に効力発生。



主な内容

- 双方の民間航空に関する基準、手続、制度等が同等水準の安全性が確保されていることに合意する場合には、輸出側が交付する証明書等を受け入れる。
➡ 従来、輸入側においても必要とされていた検査の一部が省略可能となる。
- 協定の対象となる製品、サービス等の安全性に関する情報を交換する。
- 協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。

本協定の締結による効果



締結の意義

- 双方の航空当局による重複した検査や監督等が可能な限り省略されることで、製造者等の負担が軽減されるとともに、効率的な安全監督に関する協力が強化される。
- 2019年4月、日・EU両首脳は、日・EU間の運輸協力を深化させることで一致。本協定の早期締結により、航空分野を含む様々な面での協力関係の発展が期待される。